

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(屋外燃焼行為の制限)

- 第55条 何人も、燃焼に伴い、ばい煙、粉じん又は悪臭を著しく発生するおそれのあるゴム、硫黄、ピッチ、皮革、合成樹脂その他規則で定めるものを屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、ばい煙、粉じん又は悪臭の発生を防止する方法により燃焼させる場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(近隣の静穏保持義務)

- 第55条の2 何人も、日常生活に伴って発生する騒音による公害を生ずることのないように自ら配慮するとともに、相互に協力して近隣の静穏の保持に努めなければならない。

(土壌の汚染等の防止)

- 第56条 何人も、土壌の汚染及び地盤の沈下を防止するように努めなければならない。

(委任)

- 第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

- 第58条 第20条第1項の規定に違反して指定工場を設置した者は、2年以下の**拘禁刑**又は30万円以下の罰金に処する。

- 第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の**拘禁刑**又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項の規定に違反して第20条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更した者
- (2) 第27条第1項、第3項若しくは第5項又は第31条第1項、第2項、第5項若しくは第8項の規定による命令に違反した者

- 第60条 第34条又は第39条の2第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の**拘禁刑**又は20万円以下の罰金に処する。

- 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第23条第2項の規定に違反した者
- (3) 第37条第2項又は第38条第4項の規定による命令に違反した者

- 第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条各項、第26条各項又は第36条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第28条第1項又は第38条第1項若しくは第2項の規定に違反した者
- (3) 第54条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者